

このお堂も

宗教法人のもの？

問題の土地は、
A地（地番1番1）とB地（地番2番1）である。

A地—地番： 1番1
甲区： 昭和8年受付の所有権移転登記
登記名義人「同所1番地 △△堂」
B地—地番： 2番1
表題部のみ：「△△堂」住所なし

上記の土地を市が買収することとなった。

- ① B地の旧土地台帳によると明治時代に官有地の払い下げを受けている。
- ② 市の担当者によると、A地には登記簿上の所有者と同じ「△△堂」と呼ばれるお堂の本尊が祀られており、地域住民10名で構成する団体が管理を行い、宗教的行事も執り行われている。
A地の一部は公民館に貸与しており、管理団体が地代を受領している。
B地はA地に隣接する山林であり、同じ管理団体が管理し、固定資産税を納めている。
- ③ 市の担当者は、管理団体と用地買収交渉を進めているが、肝心の登記名義人の「△△堂」の存在がわからず、苦慮しているとのこと。
- ④ 法務局には「同所1番地 △△堂」の法人登記簿は存在しない。
- ⑤ 市の担当者から、県知事発行にかかる△△堂の「仏堂明細帳」と「公衆礼拝施設台帳」の謄本を入手し、県庁の担当部署（私学学事課）で調査をする。
- ⑥ 昭和15年4月1日に宗教団体についての初の統一法といわれる「宗教団体法」が施行されたが、それ以前から「仏堂明細帳」が整備されており、文献によれば同法施行の際、「仏堂明細帳」に登録された仏堂には、法人格が認められていたようである。そのため、A地について△△堂名義の昭和8年受付の登記が認められたものと考えられる。

- ⑦ 同法には経過措置があり、同法施行の際「仏堂明細帳」に登録された仏堂は、同法施行後2年以内に、
 - イ. 別の寺院に属する
 - ロ. 新たな寺院または教会となる
 - ハ. みなし解散となるのいずれかの途をたどることとされていた。（同法第35条、同法施行令第41条）
- ⑧ ハの「みなし解散」となった場合に、「公衆礼拝ノ用ニ供」していた施設をそのまま存続するときは、地方長官に届け出ることになっており（同法施行令第42条）、その届出事項を記録した台帳が「公衆礼拝施設台帳」である。
- ⑨ つまり、「公衆礼拝施設台帳」は、みなし解散した「仏堂」が有していた施設の記録であり、同台帳に記載された仏堂は解散していることを示しているのである。
- ⑩ 「△△堂」についても「公衆礼拝施設台帳」に届出がなされており、「仏堂明細帳」に記録がある「△△堂」は、宗教団体法施行から2年の期間が満了した昭和17年3月31日の経過をもって解散したことになる。
- ⑪ このみなし解散の場合における清算手続きについても規定されており、清算人は仏堂の「受持僧侶その他の管理者」が就任することとされていた（同法施行令第39条第2項）。
- ⑫ 「△△堂」の「仏堂明細帳」には、宗派、寺院名、住職の肩書、それにいかにも僧侶らしき名前が記載されており、その僧侶が「受持僧侶」であると思われた。
- ⑬ しかし、△△堂の管理団体の代表者によれば、この僧侶の属していた寺院は現存せず、戦前から宗教儀式の際には別の宗派の住職を招いていたとのことである。
- ⑭ いずれにせよ、清算人は存在しないので、裁判所に選任申立てをすることとなった。
- ⑮ 選任された清算人により清算手続きがなされ、当初の目的が達成された。



社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3
Tel: 03-3359-3345
Fax: 03-3359-3370
URL: <http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>